

会 議 録

会議の名称	平成 28 年度第 2 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 28 年 5 月 12 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時 17 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・平井勝委員長職務代理者・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局参与・菱川勝也事務局長・樋代祐一主任
議 題	議案第 3 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 4 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 5 号 平成 29 年 2 月 17 日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日 及びこれを告示する日を定めることについて 議案第 6 号 平成 28 年 7 月 10 日執行（想定）の参議院議員選挙執行計画（案） について 議案第 7 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について 報 告 事 項 西東京市選挙管理委員会事務局規程の一部改正について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 2 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は 5 件、報告事項 1 件及びその他でございます。 初めに、議案第 3 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 4 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。 恐れ入ります。1 ページをお開きください。 議案第 3 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。 本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。</p>	

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2ページに記載の男性6人、女性3人の計9人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4ページに記載の男性2人、女性1人の計3人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登録されている人数は、男性115人、女性116人、計231人となります。

以上で、議案第3号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

ありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第3号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第4号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号『平成29年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第5号『平成29年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。本案は、平成29年2月17日に任期満了となります西東京市長選挙の投票日及び投票日を告示する日を御決定いただくもので、投票日を平成29年2月5日の日曜日とし、その選挙期日について、同年1月29日の日曜日に告示することとして御提案するものでございます。

公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）第1項に「地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る一般選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。」と規定されており、同条第5項に少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されております。

この規定により、平成 29 年 1 月 18 日から同年 2 月 16 日までの間に選挙を執行する必要があります。年始であることや、これまでの市長選挙期日決定の経緯などを十分に考慮して、平成 29 年 2 月 5 日に執行することとし、同年 1 月 29 日に告示することとして提案するものでございます。

なお、この選挙期日の設定につきましては、公職選挙法第 120 条（選挙を同時に行うかどうかの決定手続）第 1 項の規定に基づき 7 ページにあります「任期満了届」のとおり東京都選挙管理委員会に届出を行い、8 ページにあります東京都選挙管理委員会からの「西東京市長選挙の執行について」のとおり単独で執行するようにとの通知を受けております。よろしく御審議をお願いいたします。

また、本件について御決定をいただいた後、西東京市長及び市議会議長宛に選挙期日の通知を行い、企画部秘書広報課にプレス発表を依頼する予定です。

なお、ホームページの掲載は速やかに行いますが、市報については参議院議員選挙終了後に掲載したいと考えております。

以上で、議案第 5 号『平成 29 年 2 月 17 日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

ありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 5 号『平成 29 年 2 月 17 日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 6 号『平成 28 年 7 月 10 日執行（想定）参議院議員選挙執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

4 月 22 日に東京都区市町村選挙管理委員会委員長会議が東京体育館にて開催され、出席してまいりました。

その会議の中で、東京都選挙管理委員会で決定した執行計画について説明がございました。それを受けて、西東京市における参議院議員選挙の執行計画（案）を作成いたしましたので、御審議の上御決定いただきたいと思います。

資料の 9 ページをお開きください。

議案第 6 号『平成 28 年 7 月 10 日執行（想定）の参議院議員選挙執行計画（案）について』を御説明いたします。

本案は、西東京市における参議院議員選挙の執行計画を御決定いただくものでございます。別冊の薄い黄色の表紙の『平成 28 年 7 月 10 日執行（想定）の参議院議員選挙執行計画（案）』を御覧ください。

その内容について第 1 選挙期日の公示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。

まず、表紙をお開きいただき、目次の下の四角で囲ってございます部分ですが、「平成 28 年 7 月 25 日任期満了に伴う参議院議員選挙を、本計画に基づいて執行するものとする。」とし、米印といたしまして「選挙期日を平成 28 年 7 月 10 日と想定する。」としさらに米印といたしまして「公示日を平成 28 年 6 月 23 日と想定する。」としております。

選挙期日については、まだ閣議決定がされておりませんが、公職選挙法第 32 条には「参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終わる日の前 30 日以内に行う。」とされており、国会会期に変更等がなければ、平成 28 年 6 月 25 日から同年 7 月 24 日までに選挙を執行する必要があります。

また、公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の 18 歳への引下げは、平成 28 年 6 月 19 日の後初めて公示される国政選挙からとされていることから、選挙期日を平成 28 年 7 月 10 日と想定して計画したものでございます。

公示日については、少なくとも 17 日前に公示しなければならないとされており、選挙期日が 7 月 10 日ですと通常ならば 6 月 23 日となりますが、公示日を前倒しする検討がされている等の報道もあることから「想定」とするものです。なお、国会会期が延長された場合等、選挙期日が異なって決定となった場合や、公示日が前倒しになった場合等は、読み替えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2 ページを御覧ください。

「第 1 選挙期日の公示及び選挙期日」につきましては、今御説明したとおり、平成 28 年 6 月 23 日（木）公示、同年 7 月 10 日（日）を投票日、同日即日開票として計画するものでございます。

「第 2 選出する議員の定数」ですが、任期の関係から、参議院議員は 3 年ごとに全定数の半数が改選されます。「東京都選出」は公職選挙法の改正により定数が 12 人となりましたので、その半数が改選となり 6 人、「比例代表選出」は 48 人でございます。

「第 3 執行要領」でございます。

選挙の名称は東京都に準じて「参議院議員選挙」とします。また、選出別に呼称する場合は参議院東京都選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙といたします。

立候補届出関係につきましては、立候補届出書類等の事前審査も含め、東京都選挙管理委員会及び中央選挙管理委員会が担当します。

3 ページをお願いいたします。

選挙人名簿関係ですが、登録の基準日は、平成 28 年 6 月 22 日（水）、名簿の縦覧は同月 23 日（木）の 1 日間となります。

登録要件につきましては公職選挙法の改正がありました。

まず、年齢要件については、選挙権取得年齢が 18 歳に引下げられましたので、平成 10 年 7 月 11 日以前に生まれた選挙期日現在で満 18 歳以上の日本国民となります。

次に、住所要件としては、平成 28 年 3 月 22 日までに転入届をし、引き続き西東京市に住所を有する者か、平成 28 年 2 月 22 日以降に転出した者であって、転出前に西東京市に 3 か月以上の住民登録があった者となります。

今回は国政選挙となりますので、在外選挙人名簿登録者の投票もでございます。在外選挙人の名簿関係は記載のとおりとなりますので、後ほど御確認ください。

ポスター掲示場の設置数でございますが、229 か所を予定しております。

4 ページを御覧ください。

選挙公報関係でございますが、法的には選挙期日の 2 日前までが配布期限ですが、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに配布委託し、東京都選挙管理委員会より納品後速や

かに各戸配布が完了するよう依頼する予定です。また、東京都選挙管理委員会のホームページに公開されましたら、西東京市選挙管理委員会のホームページにリンクを張り、ホームページ上で選挙公報を見られるようにします。

東京都選出議員につきましては、各投票所における氏名等掲示について、公示日の6月23日（木）の午後5時30分から西東京市選挙管理委員会を開催し、くじにより掲載順序の決定をお願いいたします。

投票所入場整理券でございますが、公示日の6月23日（木）から郵送により配布いたします。平成26年の衆議院議員選挙の反省を生かし、速やかに郵送できるよう、スケジュール管理を行います。

投票用紙の様式でございますが、記載のとおり東京都から連絡がございました。

「不在者投票用紙等」は、公示日の前日6月22日（水）から郵送を開始します。

在外選挙人名簿登録者からの請求に対しては、公職選挙法により任期満了の60日前となる平成28年5月26日（木）から送付を開始します。

5ページをお開きください。

投票関係でございます。

投票日時は、平成28年7月10日（日）の午前7時から午後8時まで、市内29か所の投票所において行います。

公職選挙法の改正に伴い創設された共通投票所については、今回は開設いたしません。

各投票所に投票管理者及び同職務代理者をそれぞれ1名ずつ、投票立会人を3名ずつ配置いたします。投票管理者等の選任については、後日、議案として委員会にお諮りすることになります。

期日前投票につきましては、平成28年6月24日（金）から同年7月9日（土）までの毎日、午前8時30分から午後8時まで、保谷庁舎別棟会議室B・C及び田無庁舎2階202・203会議室において行います。この2カ所以外の場所、大学での期日前投票所の開設と時間延長については、今回はいたしません。

投票の順序は、まず参議院東京都選出議員選挙の投票用紙を交付し、その投票終了後に参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付します。

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、今までも実施していましたが、投票所の段差解消やコミュニケーションボードの活用などで、誰でもが投票しやすい環境に配慮したいと思っております。

開票関係でございます。

開票につきましては、即日開票であり、7月10日（日）午後9時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

6ページを御覧ください。

開票管理者は、鈴木宏一委員長、同職務代理者は、平井勝委員長職務代理者をお願いいたします。

開票立会人は、平成28年7月7日（木）の午後5時まで西東京市選挙管理委員会事務局で受け付けます。立会人が10人を超えた場合のくじを含め、同日午後5時30分から開催する西東京市選挙管理委員会において、東京都選出、比例代表選出それぞれの開票立会人を決定いただくこととなります。また、開票立会人の説明会を投票日当日の午後2時から、西東京市スポーツセンター1階会議室において開催いたします。

また、今回から、東京都全域で開票所の参観人には受付表の記載をさせるなどのチェックなどを行うこととなっており、開票所の秩序維持に努めたいと考えております。

「第4 啓発活動」でございますが、明るい選挙推進委員会の皆様の協力をいただきながら、7ページに記載の主な啓発内容のとおり、積極的に啓発活動を実施いたします。

特に公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられて初めての選挙となる予定ですので、その点を十分に考慮して実施していきたいと思っております。

「第5 選挙速報」でございますが、投票速報は、東京都選出については、選挙当日の午前7時から午後7時までの間、1時間ごとに中間投票状況として発表いたします。午後8時の確定投票状況は、数値が確定次第発表することとします。比例代表選出については、確定時のみ発表いたします。

8ページを御覧ください。

開票速報でございますが、東京都選出については、選挙当日の開票開始後の午後9時から30分ごとに、500票単位で発表いたします。比例代表選出については、午後11時15分から1時間ごとに、同じく500票単位で発表いたします。

なお、開票事務については、「正確に早く」を目標としております。開票終了時間については、西東京市においても課題として認識しておりますが、引き続き「正確に早く」を目標とし、その達成に努力してまいります。

「第6 選挙の規模及び主要事務日程」につきまして8ページから12ページまでに記載してございますので、後ほど御参照願います。

最後になりますが、12ページに、主要事務日程の中から、委員の皆様方に執務等していただく関係の日程を抜粋し一覧にした表を記載いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、この12ページの表にございます日程につきましては、原則として事前の開催通知を省略させていただきますので、御了承のほどお願い申し上げます。

以上で、議案第6号『平成28年7月10日執行（想定）の参議院議員選挙執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

ありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第6号『平成28年7月10日執行（想定）参議院議員選挙執行計画（案）について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案にお戻りいただき、10ページをお開きください。

議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を御説明いたします。

本案は、西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第5号）の一部を改正するものでございます。

具体的には、第3章においてその他の選挙及び投票についての定めがあり、そのうち農業

委員会委員選挙に関する条文を削除するものです。

これは昨年農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の委員の公選制が廃止され首長の選任制になったことに対応するものです。

詳細につきましては、資料 11 ページの改め文及び 12 ページから 14 ページまでの新旧対照表を御覧ください。

改正した執行規程の施行日につきましては、本日御承認いただけましたら本日施行とさせていただきます、告示をする予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

ありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 7 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』は、この案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。

『西東京市選挙管理委員会事務局規程の一部改正について』事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、恐れ入りますが、15 ページをお開きください。

『西東京市選挙管理委員会事務局規程の一部改正について』御報告いたします。

本件は、西東京市選挙管理委員会事務局規程（平成 13 年西東京市選挙管理委員会訓令第 1 号）の一部を改正するものでございます。

具体的には、本年 4 月 1 日の人事異動に伴い、職員の職名や職務について整理したものです。詳細につきましては、資料 16 ページの改め文及び 17 ページから 18 ページまでの新旧対照表を御覧ください。

人事異動に伴う改正ですので、施行日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日とし、委員長の専決にて決裁済みでございます。

以上で御報告とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

ありません。

○ 委員長

特にないようですので、『西東京市選挙管理委員会事務局規程の一部改正について』は終わります。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

4月8日に開催の西東京市明るい選挙推進委員会総会、4月28日に開催の平成28年度東京都市選挙管理委員会連合会総会は、お忙しいところ御出席いただき、大変ありがとうございました。

次に、選挙啓発についてです。公職選挙法の改正に伴い、改正内容の周知や、若年層への選挙啓発が課題かと考えております。

明日5月13日に、市立小中学校の校長会が開催されますので、出席させていただき、ポスターコンクールや、選挙啓発講座、模擬投票の案内等を説明してまいります。

市内の5つの高等学校に対しては、実際に訪問させていただき、ポスターコンクールや模擬投票などの案内をしてまいりました。

続いて日程等についてです。

5月18日午後2時から、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部の総会が開催されます。6月3日は東京都市選挙管理委員会連合会の委員長会となっております。6月7日(火)に全国市区選挙管理委員会連合会の総会が午後1時から文京シビックにて、翌8日(水)に同じく全国市区選挙管理委員会連合会の事務研究会が午前9時30分から銀座プロッサムで開催されます。なお、7日は総会の前に理事会がございます。午前10時30分から文京シビックです。

お配りした今後の主な日程により御確認いただき、日程の確保をよろしくお願いいたします。

2019年にラグビーワールドカップが日本で開催されることから、機運醸成を図るため東京都オリンピックパラリンピック準備局よりピンバッジが配布されました。何かの折に着用をお願いできればと思います。

報告は以上です。

次回の委員会の開催は、緊急に何かなければ、定時登録のため6月2日(木)の開催となります。お時間はいかがいたしましょうか。

○ 各委員

午前10時からとしたい。

○ 事務局

それでは次回の委員会は6月2日の午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成28年度第2回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午前11時17分 終了

以上